

## (5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成26年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年鳥取県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>別表第2（第9条－第12条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="315 1259 539 1343">法第2条第6項</td><td data-bbox="544 1259 1115 1343">次に掲げる区域を除く鳥取県の区域</td></tr></table>	法第2条第6項	次に掲げる区域を除く鳥取県の区域	<p>別表第2（第9条－第12条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="1200 1259 1424 1343">法第2条第6項</td><td data-bbox="1429 1259 2000 1343">次に掲げる区域を除く鳥取県の区域</td></tr></table>	法第2条第6項	次に掲げる区域を除く鳥取県の区域
法第2条第6項	次に掲げる区域を除く鳥取県の区域				
法第2条第6項	次に掲げる区域を除く鳥取県の区域				

第1号の営業及びモーテル営業	(1) 略 (2) 東伯郡三朝町大字三朝の区域のうち、 <u>県道三朝温泉木地山線</u> （ <u>県道鳥取鹿野倉吉線と重複する区間を含む。以下同じ。</u> ）、 <u>町道堂小路線</u> 、 <u>町道三朝砂原線</u> 、 <u>町道川岸線</u> 及び <u>三徳川左岸</u> によって囲まれた区域	第1号の営業及びモーテル営業	(1) 略 (2) 東伯郡三朝町大字三朝の区域のうち、 <u>県道鳥取鹿野倉吉線</u> 、 <u>町道堂小路線</u> 、 <u>町道三朝砂原線</u> 、 <u>町道川岸線</u> 及び <u>三徳川左岸</u> によって囲まれた区域
略		略	
法第2条第6項第3号及び第5号の営業、同条第7項第2号の営業並びに映像送信型性風俗特殊営業	次に掲げる区域を除く鳥取県の区域 (1)～(7) 略 (8) 東伯郡三朝町大字三朝の区域のうち、 <u>県道三朝温泉木地山線</u> 、 <u>町道堂小路線</u> 、 <u>町道三朝砂原線</u> 、 <u>町道川岸線</u> 及び <u>三徳川左岸</u> によって囲まれた区域 (9) 略	法第2条第6項第3号及び第5号の営業、同条第7項第2号の営業並びに映像送信型性風俗特殊営業	次に掲げる区域を除く鳥取県の区域 (1)～(7) 略 (8) 東伯郡三朝町大字三朝の区域のうち、 <u>県道鳥取鹿野倉吉線</u> 、 <u>町道堂小路線</u> 、 <u>町道三朝砂原線</u> 、 <u>町道川岸線</u> 及び <u>三徳川左岸</u> によって囲まれた区域 (9) 略
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。